

IAJapan 迷惑メール対策カンファレンス資料

# 迷惑メール対策と電気通信事業法

2005年5月10日

ニフティ株式会社  
木村 孝

# 迷惑メール対策に係る電気通信事業法の部分

迷惑メール対策をするにあたっては、迷惑メール規制法(「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」および「特定商取引に関する法律」(通称:特商法))以外にも電気通信事業法にも留意しなくてはならない

*(検閲の禁止)*

**第3条** 電気通信事業者の取扱中に係る通信は、検閲してはならない。

*(秘密の保護)*

**第4条** 電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。

2 電気通信事業に従事する者は、在職中電気通信事業者の取扱中に係る通信に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

*(利用の公平)*

**第6条** 電気通信事業者は、電気通信役務の提供について、不当な差別的取扱いをしてはならない。

- 電気通信事業とは「電気通信役務を他人の需要に応ずるために提供する事業」
- 電気通信役務とは「電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいう。」
- 電気通信とは「有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けることをいう。」
- 電気通信事業者とは、「電気通信事業を営むことについて、第9条の登録を受けた者及び第16条第1項の2規定による届出をした者」

# 通信の秘密(「通秘」)

- 通信の秘密は憲法21条2項に由来する国民の重要な権利
  - 本文だけでなく、ヘッダーFROMやMAILFROMも通信の秘密の対象
  - 通信の存在の有無も秘密の対象(HELO)
  - 通信当事者の同意があれば、それらを見ることは可能とされる。
  - 送信ドメイン認証などには通信当事者の同意が必要となる。
  - ヒューリスティックやベイジアンなどの各種フィルタリングも同様
  - データベースをつかったブラックリストによるフィルタリングも同様
  - メールの流量制御は一般的には正当業務行為と解されるため、同意は必要がないと思われる。
  - 同意には個別同意と契約約款(利用規約)による包括的同意がある。
  - メールの配送に関わる部分は「正当業務行為」という考え方で違法ではないとされる。またサーバー(電気通信設備)のダウンを防ぐための「緊急避難」も違法ではないとされる。
  - 通信の秘密については全ての国民が対象になる。
  - 違反は2年以下の懲役又は100万円以下の罰金、電気通信事業に従事する者がしたときは、3年以下の懲役又は200万円以下の罰金
- 憲法21条2項「検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。」

# 電気通信事業法における通信の秘密の対象

- ISPなど：登録または届出電気通信事業者
- 大学や企業のメールサーバー管理者：電気通信事業者に当たらない場合は、通信の秘密や検閲の禁止の義務はない。ただし有線電気通信事業法9条の適用の可能性はある。
- フリーメールであっても、バナー広告などにより収益を上げるといった営利を目的とするものであるかぎり対象。
- 国外にサーバーがあるからといって、非対象という訳ではない。